

==== 公布された条例のあらまし ====

鳥取県大規模集客施設立地誘導条例の一部改正について

1 条例の改正理由

農地法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 大規模集客施設の設置届の時期について定めた規定中、引用する農地法施行令の条項を改める。
- (2) 施行期日は、公布日とする。